

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認近畿地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 12 件

厚生年金関係 12 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 6 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 4 件

近畿（京都）厚生年金 事案 15132

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和46年5月26日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年5月26日から同年6月1日まで

年金事務所からの照会文書により、C社（現在は、B社）又はA社で勤務した期間の厚生年金保険被保険者記録が無いことが分かった。

私は、昭和46年3月にC社に入社し、途中異動はあったものの、平成10年11月に退職するまでの間、同社及び同社のグループ会社に継続して勤務していた。

申立期間は、C社に入社し約2か月間の研修を受けたのち、子会社であるA社に異動した時期に当たるので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社が保管している申立人に係る入退社記録及び複数の同僚の陳述等から判断すると、申立人が申立期間においてC社及びその関連会社であるA社に継続して勤務し（C社からA社に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人と同期入社で、C社からA社に申立人と一緒に異動したとする同僚が、「新入社員全員が、C社本店において、10日から2週間程度の研修を受け、そのうちD職担当の者は、その後、メーカーの事務所においてD職研修を1か月から1か月半受けた。研修終了後、申立人と一緒にA社へ異動した。」旨具体的に陳述していることから、同社における申立

人及び当該同僚の厚生年金保険被保険者資格喪失日と記録されている昭和 46 年 5 月 26 日を同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和 46 年 6 月の記録から、3 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料が無いことから不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を平成5年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を34万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年6月30日から同年7月1日まで
年金事務所からの照会文書により、勤務先の名称がA社からC社に変わった時期に当たる申立期間について、年金記録が無いことが分かった。

A社に入社してからC社を退職するまで、継続して同じ場所で同じ仕事をしていたので、申立期間が厚生年金保険に未加入となっているのはおかしいと思う。

申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社の回答から判断すると、申立人は、申立期間においてA社に勤務していたことが認められる。

また、C社から提出された給与支払集計表及び申立人と同様に申立期間において厚生年金保険の被保険者記録が確認できない元同僚から提出された給与支給明細書によると、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、申立人のA社における平成

5年5月のオンライン記録から34万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る資格喪失日を社会保険事務所（当時）に対し、本来は平成5年7月1日と届け出るべきところを誤って同年6月30日と届け出たことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

近畿（京都）厚生年金 事案 15134

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成18年8月11日、同年12月15日、19年8月10日及び同年12月14日に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該期間に係る標準賞与額の記録を18年8月11日及び同年12月15日は12万8,000円、19年8月10日及び同年12月14日は13万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年12月
② 平成18年8月
③ 平成18年12月
④ 平成19年8月
⑤ 平成19年12月

年金事務所からのお知らせ文書により、A社に勤務した期間のうち、申立期間①、②、③、④及び⑤に係る標準賞与額の記録が無いことが分かった。

申立期間①、②、③、④及び⑤に賞与が支給されていたので、当該期間の標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②、③、④及び⑤について、A社から提出された賞与明細書一覧及び金融機関から提出された預金取引明細表兼残高表により、申立人は、A社から当該期間に係る賞与の支払を受けていたことが認められる。

また、前述の賞与明細書一覧には、申立期間②、③、④及び⑤について、各種控除額の内訳は記載されていないものの、控除額合計欄に金額が記載されており、当該控除合計額は、当該賞与明細書一覧に記載されている支給合計額に当時の社会保険料率及び所得税率を乗じた額と、いずれも一致している。

さらに、申立期間②及び③については、B市から提出された申立人に係る給

与支払報告書（平成 18 年分）に記載されている社会保険料等の額は、オンライン記録の標準報酬月額から推計した年間の社会保険料控除額に前述の賞与明細書一覧に記載されている賞与額に見合う社会保険料控除額を加えた額とおおむね一致している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間②、③、④及び⑤に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間②、③、④及び⑤の支給日については、前述の預金取引明細表兼残高表において確認できる賞与振込日から、申立期間②は平成 18 年 8 月 11 日、申立期間③は同年 12 月 15 日、申立期間④は 19 年 8 月 10 日、申立期間⑤は同年 12 月 14 日とすることが妥当である。

また、申立期間②、③、④及び⑤に係る標準賞与額については、前述の賞与明細書一覧において確認できる賞与額及び同一覧の控除額合計から算出した厚生年金保険料控除額から、平成 18 年 8 月 11 日及び同年 12 月 15 日は 12 万 8,000 円、19 年 8 月 10 日及び同年 12 月 14 日は 13 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、資料が無いため不明である旨回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間①については、元同僚から提出された預金通帳の写しから、申立期間①に係る賞与の振込日が平成 17 年 12 月 13 日であることが確認できるところ、前述の金融機関から提出された申立人に係る預金取引明細表兼残高表には、同日付けの入金は見当たらない。

また、前述の A 社から提出された賞与明細書一覧においても、申立人の申立期間①に係る賞与の支払についての記載は無い。

このほか、申立期間①について、申立人の主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①について、申立人がその主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

近畿（京都）厚生年金 事案 15135

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間に係る標準賞与額の記録を12万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 53 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 8 月

年金事務所からのお知らせ文書により、A社に勤務した期間のうち、申立期間に係る標準賞与額の記録が無いことが分かった。

申立期間に賞与が支給されていたので、当該期間の標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成16年8月賞与に係る支給控除一覧表及び金融機関から提出された預金取引明細表兼残高表により、申立人は、A社から申立期間に係る賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間の支給日については、前述の預金取引明細表兼残高表において確認できる賞与振込日から、平成16年8月10日とすることが妥当である。

また、申立期間に係る標準賞与額については、前述の支給控除一覧表において確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、12万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、資料が無いため不明である旨回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

近畿（京都）厚生年金 事案 15136

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該期間に係る標準賞与額の記録を平成16年8月10日は14万8,000円、17年8月9日は11万4,000円、同年12月13日は16万7,000円、18年8月11日及び同年12月15日は17万3,000円、19年8月10日及び同年12月14日は15万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年8月
② 平成17年8月
③ 平成17年12月
④ 平成18年8月
⑤ 平成18年12月
⑥ 平成19年8月
⑦ 平成19年12月

年金事務所からのお知らせ文書により、A社に勤務した期間のうち、申立期間①、②、③、④、⑤、⑥及び⑦に係る標準賞与額の記録が無いことが分かった。

申立期間①、②、③、④、⑤、⑥及び⑦に賞与が支給されていたので、当該期間の標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された預金取引明細表兼残高表及び預金通帳の写し並びにA社から提出された賞与明細書一覧により、申立人は、A社から申立期間①、②、③、④、⑤、⑥及び⑦に係る賞与の支払を受けていたことが認められる。

また、前述の賞与明細書一覧には、申立期間①、②、③、④、⑤、⑥及び⑦について、各種控除額の内訳は記載されていないものの、控除額合計欄に金額

が記載されており、当該控除合計額は、当該賞与明細書一覧に記載されている支給合計額に当時の社会保険料率(又は複数の元同僚から提出された賞与明細書から推認できる社会保険料率)及び所得税率を乗じた額と、いずれも一致している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①、②、③、④、⑤、⑥及び⑦に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間①、②、③、④、⑤、⑥及び⑦の支給日については、前述の預金取引明細表兼残高表又は預金通帳の写しにおいて確認できる賞与振込日から、申立期間①は平成16年8月10日、申立期間②は17年8月9日、申立期間③は同年12月13日、申立期間④は18年8月11日、申立期間⑤は同年12月15日、申立期間⑥は19年8月10日、申立期間⑦は同年12月14日とすることが妥当である。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①、②、③、④、⑤、⑥及び⑦に係る標準賞与額については、前述の賞与明細書一覧の控除額合計から算出した厚生年金保険料控除額又は同一覧において確認できる賞与額から、平成16年8月10日は14万8,000円、17年8月9日は11万4,000円、同年12月13日は16万7,000円、18年8月11日及び同年12月15日は17万3,000円、19年8月10日及び同年12月14日は15万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、資料が無いため不明である旨回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額記録については、平成16年5月から17年4月までは24万円、同年5月から18年9月までは26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間①に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人の申立期間②に係る標準賞与額の記録については、15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立期間②に係る上記標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人の申立期間③に係る標準報酬月額記録については、26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間③に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人の申立期間④に係る標準賞与額の記録については、32万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立期間④に係る上記標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年5月1日から18年10月1日まで
② 平成16年7月30日
③ 平成18年10月1日から19年6月1日まで
④ 平成19年7月31日

A社に勤務していた申立期間①の標準報酬月額が実際の報酬月額よりも低く記録されており、申立期間②に支給された賞与に係る標準賞与額の記録が無い。

また、B社に勤務していた期間のうち、申立期間③の標準報酬月額が実際の報酬月額よりも低く記録されており、申立期間④に支給された賞与に係る標準賞与額の記録が無い。

申立期間①及び③の標準報酬月額を厚生年金保険料控除額に見合う額に訂正し、申立期間②及び④に支給された賞与に係る標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、申立人は、標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①の標準報酬月額については、申立人から提出された給料明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、平成16年5月から17年4月までは24万円、同年5月から18年9月までは26万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、オンライン記録どおりの報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け、当該報酬月額に基づく保険料しか納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間②について、申立人から提出された賞与明細書により、申立人は、当該期間に賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準賞与額については、前述の賞与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、15万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、当該期間に係る賞与について、社会保険事務所に対する届出を行っておらず、保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人の当該期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 申立期間③について、申立人は、標準報酬月額の相違について申し立てて

いるが、当該期間のうち、平成18年10月から19年3月までの期間及び同年5月については、特例法に基づき、申立人から提出された給料明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、26万円とすることが妥当である。

次に、申立期間③のうち、平成19年4月については、申立人から提出された普通預金元帳により、当該期間にB社から当該期間前の同年3月の給与振込額とほぼ同額の振込額が確認できる。

また、前述の平成19年3月分の給料明細書により、標準報酬月額26万円に基づく厚生年金保険料が控除されていることが確認できる上、B社は、「申立期間③において、申立人の給与から、標準報酬月額26万円に相当する厚生年金保険料を控除した。」旨回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間③のうち、平成19年4月において、その主張する標準報酬月額（26万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間③に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、B社は、オンライン記録どおりの報酬月額を社会保険事務所に届け、当該報酬月額に基づく保険料しか納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

4 申立期間④について、申立人から提出された普通預金元帳により、申立人は、当該期間にB社から賞与を支給されていたことが確認できる。

また、複数の元従業員から提出された申立期間④に係る賞与明細書により、当該期間において、賞与支給額に見合う厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間④に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間④に係る標準賞与額については、前述の普通預金元帳の振込記録から推認できる厚生年金保険料控除額から、32万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間④に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、B社は、当該期間に係る賞与について、社会保険事務所に対する届出を行っておらず、保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人の当該期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

近畿（京都）厚生年金 事案 15138

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間に係る標準賞与額の記録を、平成15年7月10日は40万8,000円、同年12月18日は42万円、16年7月14日は40万8,000円、同年12月10日は42万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和10年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成15年7月10日
② 平成15年12月18日
③ 平成16年7月14日
④ 平成16年12月10日

A社にB職として勤務した期間のうち、申立期間に支払われた賞与について、標準賞与額の記録が無いので、当該記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与支給明細書により、申立人は、申立期間に賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、前述の賞与支給明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成15年7月10日は40万8,000円、同年12月18日は42万円、16年7月14日は40万8,000円、同年12月10日は42万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社に照会したが回答が得られないものの、賞与が支給されていたとする複数の同僚から提出された当該期間に係る賞与支給明細書において、保険料が控除されていることが確認できるところ、オンライン記録によると、これらの同僚のいずれにも当該賞与に係る記録が無いことから、事業主は、当該期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人の当該期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間に係る標準賞与額の記録を50万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成22年7月8日

私は、平成17年7月から26年4月までの期間、A社に勤務し、申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、当該期間に係る標準賞与額の記録が無いので、記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与明細書により、申立人は、A社から申立期間に係る賞与の支払を受け、当該賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上述の賞与明細書により確認できる賞与支給額及び厚生年金保険料控除額から、50万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る賞与に関する届出及び保険料の納付を行ったか否かについては、社会保険事務担当者に一任していたため不明であると回答しており、当該担当者に照会したが回答は得られず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

近畿（兵庫）厚生年金 事案 15140

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、18万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 57 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 6 月 1 日から 21 年 3 月 1 日まで

A社において勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額は、実際に支給されていた給与支給額及び厚生年金保険料控除額よりも低く記録されている。

当該期間の給与明細書を提出するので、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細書及び給与所得の源泉徴収票から確認又は推認できる厚生年金保険料控除額から、18万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明と回答しているものの、前述の給与明細書により確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期にわたり一致していないことから、事業主は、当該給与明細書で確認できる報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果、平成22年12月から23年8月までは24万円、同年9月から24年1月までは26万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の11万円とされているが、申立人は、申立期間について、訂正前の記録を上回る標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間における標準報酬月額に係る記録を、22年12月から23年4月までは24万円、同年5月から24年1月までは26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額（11万円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和58年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成22年12月1日から24年2月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が給与明細書の給与支給額より低いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間における標準報酬月額の相違について申し立てているが、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、申立人及びA社から提出された給与明細書において確認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額か

ら、平成 22 年 12 月から 23 年 4 月までは 24 万円、同年 5 月から 24 年 1 月までは 26 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、年金事務所は、申立期間の当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成22年12月1日から24年2月1日までの期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果、22年12月から23年7月までは20万円、同年8月から24年1月までは24万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の9万8,000円とされているが、申立人は、当該期間について、訂正前の記録を上回る標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間における標準報酬月額に係る記録を、22年12月及び23年1月は20万円、同年2月から同年4月までは22万円、同年5月から同年7月までは24万円、同年8月から24年1月までは26万円に訂正することが必要である。

また、申立人の申立期間のうち、平成24年2月1日から同年4月1日までの期間における標準報酬月額記録については、26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額（平成22年12月から24年1月までは9万8,000円、同年2月及び同年3月は24万円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成22年12月1日から24年4月1日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が給与明細書の給与支給額より低いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間における標準報酬月額の相違について申し立てているが、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び

保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、申立人及びA社から提出された給与明細書において確認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額から、平成22年12月及び23年1月は20万円、同年2月から同年4月までは22万円、同年5月から同年7月までは24万円、同年8月から24年3月までは26万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、年金事務所は、申立期間の当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

近畿（京都）厚生年金 事案 15143

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年8月20日は62万円、同年12月12日は81万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年8月20日
② 平成15年12月12日

年金事務所の記録では、申立期間にA社から支給された賞与の記録が無いが、当該期間に賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたと思うので、調査の上、記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人から提出された平成15年分給与所得の源泉徴収票、当時のA社の社会保険事務担当者から提出された当該期間の賞与に係る支給額及び厚生年金保険料が記載された資料（以下「賞与資料」という。）並びに複数の従業員から提出された当該期間に係る賞与明細書から判断すると、申立人は、当該期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、申立期間①の標準賞与額については、前述の事務担当者から提出された賞与資料において確認できる厚生年金保険料控除額から、62万円とすることが妥当である。

申立期間②について、申立人から提出されたA社に係る「2003年冬季賞与明細書」及び前述の事務担当者から提出された賞与資料により、申立人に対する平成15年冬季賞与は81万2,000円であり、当該賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

一方、申立期間②に係る賞与については、申立人の預金通帳によると、A社

が破産宣告を受けた後の平成17年9月*日に、破産管財人から前述の明細書の差引支給額と一致する額が振り込まれていることから、当時、未払となっていたことが確認できる。

また、破産管財人が保管していた資料により、A社が破産したことによる申立人に係る労働債権の額は、前述の明細書の差引支給額と一致していることが確認できる。

これらのことから判断すると、申立人の当該賞与については、申立期間②に支給されるものであったことが認められる。

また、申立期間②の標準賞与額については、前述の明細書等において確認できる厚生年金保険料控除額から、81万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に解散している上、当時の事業主は社会保険に係る関連資料は保存していないと回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年6月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年6月から61年3月まで

私は、国民年金について、私が昭和56年6月からA社に勤務することになった際に、勤務先の社会保険に加入するか否かを父に相談したところ、父から、54年6月から加入している国民年金に引き続き加入するように指示され、勤務先の社会保険に加入しなかったことを鮮明に覚えているので、申立期間の国民年金保険料が未納であるとは考えられない。

申立期間の国民年金保険料は、母又は私が、自宅に訪問してきたB組織の集金人に、父母の保険料と一緒に納付していた。

申立期間について、領収証書等の国民年金保険料の納付を示す資料は無いが、加入手続を行い、保険料を納付していたことは間違いがないので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和60年10月4日に職権で払い出されており、このことと54年6月に国民年金の加入手続を行ったとする申立内容とは符合しない上、当該手帳記号番号払出時点において、申立期間のうち、58年6月以前については時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、上記手帳記号番号払出時点において、申立期間のうち、昭和60年度の国民年金保険料は現年度納付することが可能であるが、申立人に係るC県D町の国民年金被保険者名簿を見ると、当該年度の被保険者納付記録欄は空欄であり、当該名簿において当該年度の保険料が納付された記録は見当たらない上、昭和58年7月以降の期間の保険料は過年度納付が可能であるが、申立人は、申立期間の保険料をB組織の集金により納付したとしているところ、D町は、

同組織は現年度保険料のみ集金していたと回答している。

さらに、申立期間の国民年金保険料が納付可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより各種の氏名検索を行ったほか、国民年金手帳記号番号払出簿を視認したが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めことはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年4月から58年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年4月から58年3月まで

私は、夫と共に、A県B市内の夫の実家で義母と昭和52年6月から同居し、義母が経営する家業を夫婦で手伝っていたが、その後、事情があつて義母とは別居することになり、国民年金保険料を納付する余裕がなくなったことから、55年4月以降、私たち夫婦の保険料の免除を申請することにした。

その免除申請は、毎回、私が市役所に出向いて夫の分と併せて行った。ところが、申立期間について、夫は免除と記録されているのに、私は未納と記録されている。

私が夫婦二人分の免除申請手続を行ったので、よく調査の上、申立期間の記録を免除期間に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金保険料の免除申請手続を夫婦一緒に行ったと主張しているところ、申立人及びその夫に係るB市の国民年金被保険者名簿によると、申立人の夫の当該名簿には、申立期間の保険料が免除されていたことを示す記載が有るものの、申立人の当該名簿には、申立期間の保険料が免除されていたことを示す記載は見当たらない。

また、申立人及びその夫の国民年金被保険者台帳（特殊台帳）を見ると、申立人の特殊台帳には、申立期間の免除承認に係る事跡は見当たらない一方、申立人の夫に係る特殊台帳の昭和55年度から57年度までの各納付状況欄には、国民年金法第90条第5号により特例的に免除を承認されたことを示す事跡「申免（90・V）」の押印が確認できる。

さらに、前述の申立人の夫に係る特殊台帳の記録からすると、申立人の属する世帯には、申立期間当時に一定の所得額があつたものと考えられるところ、

国民年金保険料の「保険料免除基準」では、申請者の属する世帯全体の前年における所得額及び世帯員数等によっては、当該世帯における免除申請者のうち一部の者について免除を承認することができる」と規定されており、当時の申立人の属する世帯における所得額等の詳細を確認することはできないものの、申立人が陳述するように申立期間に係る夫婦の保険料について、免除申請が一緒に行われていたとしても、当該規定の適用により、申立人の夫のみが特例的に免除を承認された可能性が考えられることから、申立期間に係る申立人の夫の保険料が免除されていることのみで、申立人の保険料も免除されていたと認めることはできない。

加えて、申立期間当時、国民年金保険料の免除申請は、毎年度、手続を必要とされていたことから、申立期間については免除申請手続を3回行うこととなるが、行政側において連続して複数回の免除記録漏れが生じたとは考え難い。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたことを示す関連資料(免除承認通知書等)は無く、申立期間の保険料を免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

近畿（大阪）厚生年金 事案 15144（大阪厚生年金事案 2113 及び 9472 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 26 年 1 月 10 日から 27 年 3 月 1 日まで

A 社（現在は、B 社）に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険加入記録が無いことから、C 種手帳などを資料として、これまでに 2 回、年金記録確認大阪地方第三者委員会（当時。以下「大阪委員会」という。）に年金記録の訂正を申し立てたが、いずれも申立ては認められなかった。

しかし、C 種手帳ほど確かな資料はないので、再度審議してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人から提出された C 種手帳から、申立人が昭和 26 年 1 月 10 日から 29 年 2 月 25 日まで A 社に D 職として勤務していたことは確認できるものの、i) B 社が保管している健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届（以下「資格取得届」という。）の控えから、昭和 27 年 3 月 1 日の資格取得が確認できること、ii) 給与からの厚生年金保険料控除について確認できる関連資料は見当たらないことなどから、既に大阪委員会の決定に基づき、平成 20 年 9 月 5 日付け及び 22 年 12 月 17 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てに当たり、申立人は、「C 種手帳ほど確かな資料はない。再度、同手帳を提出するので審議してほしい。」旨主張している。

しかし、C 種手帳に確認印を押した E 組織は、「C 種手帳に記載されている申立人の A 社における D 職としての勤務期間と年金の加入記録は、必ずしも一致するものではない。」旨回答している上、B 社も、「C 種手帳に記載されている当社における勤務期間と厚生年金保険加入期間は別の話である。」旨回答している。

また、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人の厚生

年金保険被保険者資格取得日は昭和 27 年 3 月 1 日であることが確認でき、前述の資格取得届及びオンライン記録の被保険者資格取得日と一致している上、訂正等の不自然な点も見当たらない。

このほか、申立人から新たな資料等の提出は無く、大阪委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 20 年 9 月 1 日から 22 年 2 月 1 日まで
② 昭和 22 年 12 月 15 日から 23 年 9 月 1 日まで

私は、終戦の翌月にA組織（現在は、B組織）に入社し、結婚した昭和25年1月までC事業所において勤務していたが、申立期間①及び②に係る厚生年金保険被保険者記録が無い。

調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、「終戦の翌月（昭和20年9月）にA組織に入社し、申立期間①についても勤務していた。」と主張している。

しかし、B組織は、「昭和34年1月8日からの個人記録は保存しているが、それ以前の記録については保存していないため、申立人の在籍等については分からない。」と回答している上、A組織に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）の事業主欄に記載されている組織長は、所在が確認できないことから、申立人の申立期間①に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A組織に係る被保険者名簿により、申立期間①に厚生年金保険被保険者資格を取得し、連絡先が判明した5人の同僚に照会したところ、回答のあった4人とも、「申立人を記憶していない。」と回答していることから、申立人の当該期間に係る勤務実態について陳述を得ることができない。

さらに、申立人は、「当時の同僚4人を記憶しているが既に亡くなっている。」と陳述しているところ、A組織に係る被保険者名簿により、当該同僚4人のうち3人の厚生年金保険被保険者資格取得日は、申立人と同様に昭和22年2月1日であることが確認できる上、残りの1人は、A組織におけ

る被保険者記録を確認できない。

- 2 申立期間②について、申立人は、「C事業所で勤務していた。」と主張しており、当該期間直後にD組織において、厚生年金保険被保険者記録が確認できるところ、同組織の後継事業所であるE組織から提出された資料及び回答により、申立人は、D組織において、昭和23年8月15日から「F職」として勤務していたことがうかがえる。

しかし、D組織が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和23年9月1日であり、申立期間②は適用事業所となる前の期間である。

また、前述のA組織の組織長及びD組織の事業主欄に記載されている組織長は所在不明である上、E組織は、「当組織の設立日である昭和23年8月*日より前の期間については何も資料が残っておらず、当時のことは不明である。当組織が適用事業所となる前の期間において、個人の給与から厚生年金保険料を控除することはないと思う。」と回答しており、申立人の申立期間②のうちの昭和22年12月15日から23年8月14日までの期間の勤務実態及び申立期間②の保険料控除について確認することができない。

さらに、D組織が適用事業所となった昭和23年9月1日に被保険者資格を取得した同僚12人は、死亡又は所在が確認できないことから、申立人の申立期間②における勤務実態について陳述を得ることができない。

加えて、前述の申立人が記憶する同僚4人のうち、A組織において、申立人と同様、昭和22年2月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得している3人は、A組織における資格喪失日（昭和22年12月15日）及びD組織における資格取得日（昭和23年9月1日）が申立人と同日であることが確認できる上、A組織の被保険者ほぼ全員の資格喪失日も同年12月15日であることが確認できる。

- 3 このほか、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

近畿（京都）厚生年金 事案 15146

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 7 月
② 平成 15 年 12 月
③ 平成 16 年 7 月
④ 平成 16 年 12 月
⑤ 平成 17 年 7 月
⑥ 平成 18 年 7 月
⑦ 平成 18 年 12 月

A社にB職として勤務した期間のうち、申立期間に支払われた賞与について、標準賞与額の記録が無いので、当該記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に、申立人の申立期間に係る賞与総支給額及び厚生年金保険料控除額について照会したが、回答が得られない。

また、A社の申立期間当時の社会保険事務担当者及び複数の同僚は、「C職以外の従業員の賞与は現金支給であった。」旨陳述していることから、金融機関の振込記録などにより、申立人の当該期間に係る賞与の支給について確認することができない。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

近畿（奈良）厚生年金 事案 15147

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準賞与額に係る記録訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 19 年 7 月 13 日
② 平成 19 年 12 月 13 日
③ 平成 20 年 7 月 9 日
④ 平成 20 年 12 月 10 日
⑤ 平成 21 年 7 月 15 日

私は、平成 17 年 4 月から A 社に勤務し、申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、当該期間に係る標準賞与額の記録が無いので、記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された A 社における賃金台帳により、申立人は、申立期間において同社から賞与の支払を受け、当該賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが確認できる。

しかしながら、A 社に係る商業登記簿謄本によると、申立人は申立期間当時、同社の代表取締役であったことが確認できる上、申立人は、「申立期間に係る賞与に関する届出及び保険料の納付については、社会保険事務担当者に一任していたため不明である。」と主張しているものの、申立期間に被保険者資格の有る従業員全員について、保険料の徴収権が時効により消滅する前に届出されている者は確認できないことを踏まえると、申立人が、同社が申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないことを知らず又は知り得なかったとは考え難い。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）第 1 条第 1 項ただし書では、特例対象者（申立人）が、当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又

は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されている。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、特例法第1条第1項ただし書に規定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、申立期間における厚生年金保険の標準賞与額に係る記録について、同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。